

2016年公開研究会報告 「保育ソーシャルワークの必要性」

熊 坂 聡¹

はじめに

保育ソーシャルワーク公開研究会について

保育所（園）は貧困、虐待、育児不安、障害、またはそれに近い様々な事態に脅かされている子どもたちと日々接している。保育所（園）は、子どもの権利を守る最前線の一つとして奮闘している。ところで国は、保育士養成カリキュラムの改正を重ね、「相談援助」という科目の中には「保育とソーシャルワーク」という項目も置いた。ソーシャルワークを基盤とした相談援助の必要性が指摘されていると考えられる。平成28年3月に社会保障審議会児童部会から出された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」の中では、その要点の一つとして、「家庭への支援を必要とする子どもが増加していることから、保育所（園）におけるソーシャルワーク機能の強化や地域との連携が必要」と述べられている。

以上のような状況を踏まえて、本公開研究会は、保育ソーシャルワークの第一回研究会として、「保育ソーシャルワークの必要性」について研究を行った。（本公開研究会担当：熊坂聡）

1. 研究会概要

(1) 日 時 2016年12月17日(土)13:00～16:00

(2) 会 場 宮城学院女子大学

(3) 参加者 保育関係者 44名
大学関係者 約60名

(4) 内 容

①基調講演「保育ソーシャルワークの必要性」
講 師：長谷川俊雄（白梅学園大学子ども学部こども学科教授）

②事例検討

報告書：千田節子（多賀城市笠神保育所所長）
柿崎典子（仙台市荒巻保育所所長）

金野純恵（せんだんの杜保育園園長）

高野 誠（仙台保育園園長）

助言者：照井孫久（石巻専修大学人間教育学
科教授）

工藤範男（ワッセ森の広場保育園園
長、元宮城県社会福祉士
会会長）

2. 基調講演「保育ソーシャルワークの必要性」 （圧縮版）

白梅学園大学 長谷川俊雄

仙台の地でソーシャルワークについてお話しが出来る機会をいただいたことに感謝申し上げます。

まず、子どもの貧困というところに焦点を当てて少し考えてみます。日本の国民の6人に1人が年収122万円以下で生活しています。122万円以下ということは月10万円です。貧困家庭は首都圏や都市部だと借家です。10万円のうち6万円が家賃、光熱費が1万円とられて7万円、外との接点であるスマホ代が引かれると8万円、残り2万円で1か月食べていく。どうしても1日3食を食べることができない家庭が多くなります。つまり、相対的貧困である6人に1人の子どもたちは1日3食食べられないということです。朝の朝食会を保育園でやっていたりします。そうしないと午前中の保育活動ができないのです。次に就学援助制度の問題です。これは学用品が買えない、修学旅行に行くお金の積立金がない、そういうお子さんたちの保護者たちが利用できる教育委員会系の制度です。この制度を利用する子どもたちが増えてきているのです。次に医療機関を受診出来ない子どものことです。これもある調査ですが、6000人の調査の中で1200人の子どもについて親が受診の必要性を認識しているけれども、受診させることが出来ないと回答しています。暮らしぶりによって命が左右されてしまう、そういう子どもと

保護者たちがたくさんいる時代を迎えているという事です。

ここで、貧困概念を復習したいと思います。絶対的貧困は食べることが出来ない餓死の危険性がある状態を言います。相対的貧困は人並みの暮らしが出来ない状態（一日3食食べられない、お風呂に1週間に1回しか入ることができない、新聞はとってない、一年に1回も外食ができないなど）を言います。この相対的貧困が、平成27年の国勢調査を踏まえると122万人ということなのです。日本はGDPやGNPを見ると豊かな国ですが、その経済的豊かさが国民にフェアに分配されていないということです。・・・子どもは親を選べないのです。等しく生を受けてきているのに、その後の社会的なファクターによって、豊かな子どもと貧しい子どもに分かれるというのは子どもの責任ではないのです。であれば、そこを社会的に手当てしていくのは当然だと思うわけです。社会保障制度によって暮らしを守っていくという発想がまだ日本には欠けていると思います。子どもを支える条件には暮らし、命、学び、つながりの4点は必要だと考えます。この4点を保育所（園）はどのように保育実践を通して子どもたちに提供しているのか。幼稚園は、児童館は、学童保育は提供できているのか、ということが問われているのだと思います。

次に保育とソーシャルワークという話をします。基本的には資本主義経済社会における労働と生活という観点から保育は語られるべきなのですが、今そうした保育のアプローチがなくなってきて、保育の内容論に特化されているような気がします。

次に女性の自己実現という側面です。貧困に関係なく自分の自己実現のために働く、その結果、家庭内で保育できなくなって、社会的な保育である現在の保育制度を利用するという事です。男女共同参画社会を推進するということは必然的に保育ニーズを高めるということになります。

次に労働力の不足による潜在労働力の掘り起こしという側面です。明らかに保育の位置づけが経団連では違うのです。少子化の中で、働き手がい

なくなることへの対策なのです。そのために保育所が必要なのです。つまり雇用政策上必要な保育所だという位置づけがどんどん強まっていくだろうと思います。そうすると保育の質はどうでもよいということになるのではないかと思います。保育士に替わる「公認された保育士扱いの人」と認定したりしています。子どもたちの成長発達に必要な最低限度の基準がどんどん緩められていくということです。つまり、保育や子育てというのはもう社会問題という認識を私たちは持たなければならぬのだと思います。共働きだから保育に欠けるといいますが、どうして「就労形態」と「保育に欠ける」ことを連動させるのでしょうか。そうではなくて専業主婦の方は子育てをしてもうまくいかない時代を迎えているのですから、分けて考えるべきではないのです。子育て支援政策は大きく展開しているのもそのことの証だと思います。保育と子育てはもう社会問題なのです。だから、それは社会的に解決するための制度や実践が必要なのだと考えたときに、保育領域にソーシャルワークが必要になってくるという理論的な基盤になってくると思います。

今日話すのは保育問題に限定しますが、その中のソーシャルワークの必要性について見ていきたいです。必要性を示す1つ目は、阿部彩さんの『子どもの貧困Ⅰ・Ⅱ』です。この中に、貧困対策としての保育という節があり、保育の現場にもソーシャルワーカーの役割を果たす人材が必要だと書いてあるのです。2つ目は、保育ソーシャルワーク学会というものが設置されているということです。学会が出来て、保育ソーシャルワークを専門領域として研究と実践をして確立していこうという動きが出ているということです。3つ目は、今年の3月に社会保障審議会の児童部会で、家庭の支援を必要とする子どもが増加していることから保育所におけるソーシャルワークの強化と地域との連携が必要になっているということが上がっているということです。4つ目に、保育士養成課程に関する委員会の今回の最終報告の中に、保育ソーシャルワークは入らないようですが、そ

の次の保育指針には入るだろうということです。保育ニーズというのが時代や社会によって大きく変わって、それに応え得る保育の中身が柔軟に変わらざるを得ないということです。保育所にはいろんな子どもたちが通っていますが、保育ソーシャルワークはその全部の子どもたちを対象にしたいと思います。そこで、経済的なところでの困窮度を測るだけでなく、孤立度という基準で見たらどうかと思います。いくつかのそうした尺度を使いながら、子どもに何が欠けているのか、子どもどの幸せが欠落しているのか、ということを考えるということです。複眼的な視点、そうした判断基準みたいなものが求められていると考えています。次は長谷川貧困理論です。経済的に貧しいと文化的な貧困が生まれてきます。ですから経済的貧困は関係的貧困、つまり孤立の問題を生みやすいということです。・・・経済的な貧困や文化的貧困や関係的貧困が重なると、最後の貧困として実存的貧困が来ます。生きる希望や意欲を失うということです。保育実践は経済的な貧困を解決することはできませんが、保育所（園）に通っている子どもたちに対して同じ保育のプログラムを提供します。富裕層の子どもも貧困層の子どもも先生が読んでくれる絵本をみんなが聞くことができる。そういう意味では保育の活動は文化的な貧困を緩和できるのです。関係的貧困もこの保育所（園）に通っていると緩和できるのです。保護者という共通項のところをつなぎ合えるということです。

素朴な疑問が保育所（園）に関してはいくつかあります。1つ目は、児童福祉施設なのになぜ一人ひとりのケースファイルがないかということです。ちなみに、大学近辺の保育所（園）と協力してひとり一人のファイルを作ることに取り組んでいます。これは虐待などの未然防止や予防的な介入が出来るという効果を上げています。保育の中でのソーシャルワークのあり方が少し見えてきたかなと思っています。2つ目は、児童福祉施設なのになぜソーシャルワーカーが配置されていないのかという疑問です。保育所（園）の先生方や園

長先生方がソーシャルワークをされてきたからです。ただ、そのことをソーシャルワークの理論に基づいて理解と発言をしてこなかっただけなのです。これからの保育実践をソーシャルワークという新しい概念と理論に基づいて見直したら本当に豊かな実践がたくさん出てくると思います。3つ目は、保育領域のソーシャルワークを誰が担うかということです。ソーシャルワークでは問題を個人の問題と見るのではなく、社会的な問題とみなすので社会的な関わりから見る必要があると考えます。そこがカウンセリングとは違うところです。保育ソーシャルワークを担う主体は2つあると思います。社会福祉を深く学んだ保育士と社会福祉士資格を持っている保育士です。・・・保育士の先生方が朝夕もれなく短い面接時間が取れて、見えています。つまりそこには関係性の作りやすさ、生活実態の把握のしやすさがあります。それは既にアセスメントが出来ていて、信頼関係が育める場面なので、まさしくソーシャルワークそのものだと思うのです。

保育所（園）をキャッチコピーで考えると、「暮らし・いのち・つながりを育む拠点」と言いたいのです。こう考えたときに保育所（園）が教育施設でもあり、児童福祉施設でもあるということが言えると思うのです。今の社会を生きる人たちの生活構造は「いのち」と「暮らし」だけじゃなくて「孤立」という問題があるので、「つながり」を含めて、3要素があった時にはじめて暮らしが成り立つと思います。この3つが成り立ったときにはじめて人間が希望や意欲や生きる力を持てると思います。

私が考える今の保育所（園）の特徴は、朝夕もれなく保護者に会える児童福祉施設だということです。つまり、その世帯の暮らしに非常に接近しているということです。保育士の困難とお母さんの困難がイコールで結ばれることがあり、ここに共有体験があります。私は相談室で相談するソーシャルワーカーだったので、ある母子世帯のお母さんから「長谷川さんは母子世帯じゃないから分からないわよ」と言われたことがあります。保育

所（園）の場合は、家庭と保育所（園）に共通性があるので、理解し合えます。また、生活保護というのは大きな声で話せませんが、保育所に行っていることは大きな声で話せます。これも福祉施設の中では保育所だけです。つまり社会的にもマイナスイメージを持たれないで済むのです。あとは一つの問題を「状態」と「困難」で捉えるということです。よくあるのは問題ばかり見ている問題を手にしてその人の気持ちや状態は見ないということです。今までソーシャルワーク支援が保育支援の中に入っていました。少し保育支援の中から取り出して独自な視点とアプローチの方法としてみたらどうかと思っています。そこに今日の公開研究会の保育ソーシャルワークの必要性ということの意味があるのだと考えています。

まとめに入ります。私は、保育はソーシャルワークだと思っていますし、保育士はソーシャルワーカーだと思っています。すでに近代的な保育所（園）が誕生したときから保育所（園）にはソーシャルワーク機能がありました。もちろんソーシャルワークという機能や概念を特別意識していたわけではないですが、実態としてそういうことが行われていたと見ています。保育所（園）にはソーシャルワーク的な機能を求められているとも言えます。必要とする社会状況や時代状況があるのだということです。保育ソーシャルワークの形ということですが、既に実践されているものを保育ソーシャルワークと言う概念でもう一度再構成してみるとどうなるかということが大事なポイントになります。最後に今日のサブタイトルでもありますが、「保育を支える保育で支える保育ソーシャルワーク」という視点です。日常的に子どもとの関係性も保護者との関係性も手に行っている保育士がそうした保育ソーシャルワークが必要な保護者や子どもと一緒に取り組んでいくという意味ではまさに保育で支えるのだということです。そして、実はソーシャルワークで意識することは保育自体をより豊かにしていくという意味で保育を支えることになるのではないかと考えています。未来の子どもたちのために果たす役割は保育所

（園）がとても大きいと認識しております。ご清聴ありがとうございました。

3. 事例報告

事例報告は、ファミリーマップを用いて可視化しながら具体的に行われた。いわゆる「保育」以外の支援が必要な事態を保育所（園）が抱えていることが見えた。本報告では紙面の関係で報告事例の概要と支援のポイントを確認するに止めた。ただし、それぞれの項の最後に、各事例から示唆されていると思われることを指摘しておいた。

(1) 千田節子 （多賀城市笠神保育所所長）

複雑な家庭環境で父母共に虐待経験のある家庭での子どもへのネグレクト・暴力の事例。保育所では清潔面や十分甘えられる環境などの確保など、児童の体や心のケアをしていった。また、無断欠席、登所時間の大幅な遅れや迎えに来ないなどがあるので、保育所利用についてのルールを父母と共に作って実行するように促していった。保育所では、家庭相談員と連携し、家庭相談員が幼少期に自らが虐待を受けていた父母の気持ちを根気強く聞いていったことで、自分に支援はなかったという母に寄り添う人になり、その結果父母の気持ちがほぐれていった。次第に保育所との関係も良くなっていった。

この事例では、父母や家族みんなを対象とした幅と奥行きのある家庭支援が改善の鍵となることが示唆されている。

(2) 柿崎典子 （仙台市荒巻保育所所長）

家族構成は父親、母親、児の3人家族である。本児を出産後、母親は病気で育児が困難となり、本児を一時的に他の場所に預けた後、保育所への入所となる。父親は土日も出勤、帰宅時間も遅く、また身近に協力者がいないので母親への育児支援が必要となっている。保育所では母親の病気の回復と育児の軽減を図るため、日中長い時間の保育や土曜日の預かりも行っている。また、母親の体調や言動の変化等、必要に応じて他機関と連携を

とっている。母親の病状も落ち着き、母親の就労に向け関係者間でケア会議が行われ、今後の支援体制を確認したところである。

この事例では、保育所内及び関係機関間の連携が事案を解決の方向に導くことが示唆されている。

(3) 金野純恵 (せんだんの杜保育園園長)

就学前の集団生活が必要と思われる男児と、精神的に不安を抱える母親に対する支援方法を検討したケース。男児の年齢に合わせて、様々な経験のできる環境を保障し、母親の育児負担による虐待防止と母親のエンパワメントを引き出す支援方法を地域の関係機関とカンファレンスを行い検討した。不安を抱える母子を支える上で必要となる身近なサービスやボランティアの支援が不足している現状を実感した。また、育児への不安や行き詰った時の支援サービスに選択肢が少なく、支援内容を考える際に悩むことが多かった。

この事例では、切れ目のない支援を連携によって提供する必要性が明らかにされると共に、その支援を具体化する社会資源の少なさが示唆されている。

(4) 高野 誠 (仙台保育園園長)

両親には3人の子どもがあり、上の2人は親の子育て能力の点からか現在は養護施設に預けているようである。詳しい事は、把握できていない。保健師からの情報は、両親の精神的なケア（父・人格障害、母・知的障害）と生活・育児能力と現在の生活状況についてだけであった。両親の実家の件、近隣、友人については、本人に聞いても「近くにいないし誰も頼りにしている人はいない。」というばかりで、当てになりそうな状況ではなかった。このような状況の中、担当保健師からは、両親の生活リズム、育児能力の点と子どもの育ちを保障していく点から、まずは毎日の登園が第一目標としてあげられた。

この事例では、複数の問題を抱えた家族が示され、保育園への通園が家族全体の生活リズムのポイントになりうること、ソーシャルワークの視点

からの取り組みの先に連携できる社会資源がないという現状があることが示唆されている。

おわりに

長谷川先生の講演からは、保育所（園）が子どもを守るという視点をもって役割を果たしていく必要性を再認識した。保育所（園）に教育的機能が求められている中で、幼稚園や認定子ども園を含めて子どもに関わる機関が、子どもを守るという視点を忘れてはならないと思った。また、子どもに係る問題が発生しているが見えていないことも分かった。報告していただいた事例では、様々な問題が保育の現場では起きており、そこで行われている支援はソーシャルワークといえるものであった。今後は、ソーシャルワークがどのように保育を支えることができるのかをテーマとして研究会を継続していきたい。（熊坂）